

続 一休宗純の詩と能

田 口 和 夫

前稿にかかげた、能に取材した一休作の詩一覽から、237尺八、243純老陸室親子約の二首について、まずかんがえておこう。

237尺八

因憶宇治菴主會 飢腸無<sub>レ</sub>酒冷<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>氷一  
明皇天上羽衣曲 偶落<sub>二</sub>人間<sub>一</sub>慰<sub>レ</sub>野僧一

これは田樂能八尺八Vをみての作である。八尺八Vは『申樂談儀』に「尺八の能に尺八一手吹き鳴らひて、かくくくと謡ひ、様もなくさと入、冷えに冷えたり」と田樂の今の増阿の芸について評しているので田樂能として有名なものである。一休が田樂能にも興味をもっていたことは『自戒集』に「一休會裏五種行」として、そのひとつに「一ニハ田樂節猿樂節并尺八」としているのであきらかだが、この詩がその例証としてよいであろう。一休には他に76題下頓阿弥吹尺八<sub>ニ</sub>像上や『狂雲集』69尺八など、尺八そのものに取材した作もあるが、これはより劇に密着した作と判断できる。第一句は「因<sub>レ</sub>つて憶ふ宇治菴主の曾」、そこで宇治の菴主の過去をしのぶの意であろう。田樂能八尺八Vをパロディ

化したものとみとめられる狂言八樂阿弥Vのシテの言葉の中に「アノ宇治ノラウアンジノ尺八ノ序(頰カト云説モ有)ニモ(下略)」

(驚流・保教本)とある部分にこれは一致しよう。八尺八Vでも同様の位置に「宇治ノ(良)菴主なる言葉があったとみられる。ただし、狂言ではこの後に、實際「尺八の頰」がひかれているので「頰」はうごかせない

が、一休詩の方の「曾」(過去)も意味的にはおちついている。「曾」と「頰」と音はにているけれども別源であろうか。第二句は「飢腸酒無く、氷よりすさまじ」と、登場した尺八ふきの過去の姿らしいので、「曾」で一貫しているところである。第三句「明皇天上羽衣の曲」は当然、尺八ふきのふく曲の名であろう。「明皇」と名づけられる曲があったものか。いずれにせよ、これは能中<sub>に</sub>うたわれる言葉であったとみたい。末句「人間<sub>に</sub>落ちて野僧を慰む」、人間界にその曲がながれて、田舎の僧(ワキであろう)の心をなぐさめるの意。

こうしてみると、一休詩はシテ登場後の部

分に取材したとみられよう。おそらく、前半は八樂阿弥Vと同様のワキ僧が登場してアイに教えられてシテ(名は不明、○阿であったことはたしかであろう)の跡をとむらう。そしてシテが登場して、修行僧としての苦難をかたり、尺八を演奏する部分があったのが八尺八Vの能であったと推定されよう。

243純老陸室親子約は、一休と陸室との親子の約束(あるいは、それは準ずるしたしみ)を詠じたものである。陸室は221月夜長睡、聽<sub>二</sub>陸室尺八<sub>一</sub>有感からみると、尺八をよくしたものであり、あるいは喝食であったかとおもわれるが未詳である。この詩は第二・三句に「烏頭瀟洒として風流を没す、豈是疑はんや真箇親子かと」とあるところで、能八鳥頭(善知息)Vとのかわり、親子の契のふかさを一休たちの関係になぞらえてつくられたものとみられる。能を主材としたものではないが、能とかかわるといふことから、ここにならべられたという程度なのであろう。次に、よくしられている266金春八郎羯鼓をひこう。

美譽男色遊<sub>二</sub>五橋<sub>一</sub>恰如<sub>二</sub>彩鳳舞<sub>一</sub>母膏<sub>一</sub>

東山京洛愁吟客 腸斷風流羯鼓腰

これは金春八郎すなわち元安禪鳳の羯鼓をうつ姿を描写したものである。この詩は従来八花月Vの演能をみての詠作とされていた。

なるほど八花月Vは羯鼓をうち、この詩に詠せられるような、はなやかな雰囲気をもってゐる能である。しかし詩句からひきだせる共通点は羯鼓のみであって、「五橋」すなわち五条橋という特定の地名は八花月Vにはない。

これは従来は八花月Vが演ぜられた場所とかんがえられていたものである。これを私は能の詞句の中にあるものとみて、八東岸居士Vが演じられたものとみたい。第一・二句は、

「美譽の男色五橋に遊ぶ、あたかも彩鳳の丹霄に舞ふがごとし」と最大限の賛辞を呈されているが、これはシテの風体でもあった筈である。八東岸居士Vのシテは八自然居士V・

八花月Vのシテと同様、美青年である。そして白川（鴨川）の五条橋の上で羯鼓をうち、まうという設定になっている。よく適合しよう。三・四句はやや能の詞句からははなれるが、これは八花月Vにしてみたところで同様である。五条橋辺の演能とみるより妥当性があるう。ちなみに藪田嘉一郎氏の『能楽風土記』によれば、『花洛名所図会』巻之三に引く青蓮院尊純法親王の「水月集」に収める永祿九年四月日五条橋造替の勅進状に「伝へ聞ク、自然居士、同ジク東岸居士、人ヲ勸メテ之ヲ懸ケラル」（原漢文）とある（313頁）よ

しである。藪田氏もひかれるが寛元三年（一二四五）二月十六日の「御成敗状追加」に人

倫売買の制に反したものは、本主分の直物じきものは

本主にかえさず、祇園清水両橋の費用とすることがさだめられている。五条橋にまつわる自然居士伝承と、人身売買事件とのかかわり、これらが能八自然居士Vを構想するにあたっての有力な背景となったこともかんがえられる。観客一休にとつて「五橋」が印象ぶかったのも、このようなひろがりのゆえであらうか。この詩が詠作後、禪鳳にあたえられたことはたしかであらう。八郎元安が法名を名のるにあたって、祖父禪竹の「禪」とともに、ややおおけない「鳳」をつけたのは「彩鳳」によるとみてよいのではなからうか。禪竹の「竹」は金春竹田秦翁といったときの「竹」であらう（楽器の笛もひびく）が、七郎元氏の「宗筠」の「筠」は、「竹」と通じていたので禪鳳も「竹」関係の文字を使用してもよかつた筈なのである。

以上、能そのものを主材としないか、詞章を比較できない詩をといってきたが、たとえば禪竹作といわれる八谷行Vを詠じた239・240山伏奉入谷講猿樂二首など、能の時間進行のままに、その詞章をそのままにつかつて詠ぜられたものが一休詩にはおおいことは確認しておく必要がある。

（たぐちかずお 能楽研究所員・静岡英和女学院短大教授）